

電波法施行規則の一部を改正する省令案等の概要

1 改正の趣旨

国際無線障害特別委員会（CISPR）では、無線通信システムへの妨害や電気・電子機器への障害の防止を目的として、各種の無線妨害波に関する許容値及び測定法（CISPR規格）を定めている。今般、CISPR規格の一部が改正されたことを受け、情報通信審議会において審議が行われ、平成26年3月25日に「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値及び測定方法」について一部答申を受けた。これを踏まえて、通信設備以外の高周波利用設備について、総務大臣による指定及び製造業者等による確認が行われる設備の型式の条件並びに総務大臣による設置の許可が行われる通信設備以外の設備の妨害波の許容値等を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウェルダー、電子レンジ、電磁誘導加熱式（IH）調理器の型式の条件の改正（電波法施行規則第46条の2及び第46条の7関係）

ア 電源端子妨害波電圧による許容値の導入

（第46条の2第1項第6号(3)、第46条の7第1項第1号(3)及び同第2号(3)関係）

放射妨害波による許容値に加えて、従来では規定していなかった電源端子における妨害波電圧の許容値を定めることとした。

イ 磁界強度による許容値の適用

（第46条の2第1項第6号(4)(一)(二)、第46条の7第1項第1号(4)及び同第2号(4)関係）

従来は周波数帯によらず電界強度で許容値を定めていたが、30MHz以下の周波数帯においては磁界強度で許容値を定めた。

なお、従来、IH調理器の中波ラジオ周波数帯において個別の許容値（電界強度）を規定していたところ、これについては磁界強度に変換した上で引き続き規定することとした。

ウ 測定距離の見直し（第46条の2及び第46条の7関係）

従来は30m離れた地点で測定した際の許容値を定めていたが、3m又は10m離れた地点での許容値を定めることとした。

エ 許容値の見直し（第46条の2第1項第6号(4)(三)、第46条の7第1項第1号(5)(6)(7)及び同第2号(5)関係）

従来から定めている不要発射による電界強度の許容値についてCISPR規

格に沿った数値とすることとした。

- (2) 通信設備以外の許可を要する設備の許容値の見直し（無線設備規則第65条及び無線局免許手続規則別表第6号第2関係）

従来から定めている許容値について CISPR 規格に沿った数値とすることとした。

- (3) その他（電波法施行規則第46条の2 第1項第8号(4)(二)関係等）

その他所要の規定の改正（無電極放電ランプの許容値を定めた表の修正等）及び告示の整備を行った。

3 施行期日

平成26年10月頃（予定）

ただし、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー等については5年、電子レンジ及びIH調理器並びに設置許可を要する設備については1年など所定の猶予期間を設けている。